

い財第 8 2 7 号
令和 8 年 10 月 8 日

所属長 様

いすみ市長 小 路 正 和

令和 9 年度予算編成方針について（通知）

いすみ市財務規則第 10 条の規定により、令和 9 年度予算編成方針
を別添のとおり定めたので通知する。

令和9年度 予算編成方針

1. 国の経済情勢と予算の動向

日本経済の現状をみると、令和7年度の名目 GDP は4%超の増加となり、物価高に押されながらも実質 GDP は0.8%増加し、世界経済を取り巻く環境が大きく変動する中、企業所得は堅調に推移し、雇用者所得も名目・実質共に増加しており、所得の増加が消費や投資を生み出す民間主導の循環が生まれつつある。

しかしながら、長引く物価高、世界経済の不確実性や中東情勢などの地政学リスクを始めとした、我が国の経済の先行きに大きな影響をもたらすリスクの要因は引き続き存在し、同時に、少子化と人口減少といった国内の構造的な課題も残っており、「成長型経済」への本格的な移行には、更なる取組強化を必要としている。

当面の経済財政運営については、令和8年度予算に加え、リスクの最小化の観点から万全の対応を図るものとして編成した令和8年度補正予算を、情勢の変化に応じて適切かつ機動的に執行することとし、今般の中東情勢に対し、代替調達や備蓄放出により原油の安定供給を図るとともに、重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努めるとしている。さらに、国が目指す「強い経済」のために、「安定的な物価上昇」の実現に資する適切な金融政策運営を伴うことが非常に重要であり、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現に向けて適切な金融政策運営に取り組むとしている。

国の令和9年度予算編成は、従来の「歳出を一律に抑制する予算編成」から「必要な歳出を確保しつつ、成長につながる分野へ重点的に配分する予算編成」への転換が打ち出されている。特に物価や賃金が上昇する経済環境を踏まえ、政策に必要な経費について実態に応じ適切に確保する。一方で、既存事業については政策効果や費用対効果を検証し、見直しを行うことで、限られた予算をより政策効果の高い分野へ重点化することとしている。

2. 地方財政の状況と課題

地方財政における主要財源である地方税の令和7年度決算収入見込額は、50兆141億円で、前年度決算額を2兆4,604億円上回り、5年連続で過去最高を更新し、初めて50兆円を超える結果となった。

個人住民税は、定額減税の終了や株式市場の活況の影響から配当割や株式等譲渡所得割が増え、前年度比較で1兆7,789億円の増額、地方法人二税は、引き続き企業業績が好調であることから増

え、前年度比較で3,326 億円の増額、また、固定資産税は、住宅の新增築が好調であることが影響し、前年度比較で2,408 億円の増額となり、令和7年度地方財政計画での見込みを2兆2,178 億円ほど上回った。

令和9年度の地方財政の課題としては、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和8年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、国における経済成長力の強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換に対応しつつ、経済物価動向等を的確に反映することが必要となる。

このような中、国においては、令和9年度の地方財政措置として、「地域未来戦略の推進」、「物価・賃金上昇への対応」、「防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進」、「地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化」「国・地方公共団体間の財政秩序の確立」の項目について、必要な措置を行うよう、各府省に申し入れを行っている。

3. 千葉県の状況

千葉県においては、令和7年度歳入歳出決算の実質収支が85 億円の黒字となり、主要財源である県税は、賃金の改善や定額減税の終了等により個人県民税が増となったほか、企業業績が堅調であったことにより、法人二税が増収となった。地方消費税についても、国内消費が持ち直したことなどから増収となり、全体では6.2%増の1兆471 億円となった。

今後も高齢化の進行等による社会保障関連経費や、物価高や民間の賃上げに伴う人件費・委託費等の増加など、県財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが想定されている。さらに、道路や橋りょう、公共施設等の老朽化対策、県民の生命・財産を守る防災・減災対策などを着実に進めていく必要があるとしている。

このため、国に対して必要な財源確保を要望していくとともに、県においても、執行段階での徹底した経費節減に取り組むほか、産業の振興や社会資本の整備を進め経済を活性化させることで、税収の増加に繋げるといった好循環を生み出し、持続可能な財政構造の確立を図るとしている。

4. いすみ市の財政状況

令和6年度決算、令和7年度決算及び令和8年度予算の状況

(単位：千円)

歳 入		R 6 決算	R 7 決算	R 8 予算	
				当初	9 月現計
依存財源	地方交付税	6,566,079	6,814,630	6,030,000	6,317,441
	譲与税、交付金	1,508,419	1,462,466	1,302,362	1,307,683
	国・県支出金	4,189,421	3,701,280	3,264,477	3,341,461
	市債	1,356,900	2,387,400	447,400	467,100
	小 計	13,620,819	14,365,776	11,044,239	11,433,685
自主財源	市税	3,986,201	4,180,707	4,075,786	4,260,093
	分担金・負担金	182,010	155,479	171,200	171,200
	使用料・手数料	234,203	230,495	241,567	241,567
	繰入金	2,463,356	2,941,667	1,973,366	2,214,314
	繰越金	753,595	493,087	250,000	293,538
	財産収入、寄附金、諸収入	2,408,072	2,678,642	1,361,842	1,367,332
	小 計	10,027,437	10,680,077	8,073,761	8,548,044
合 計		23,648,256	25,045,853	19,118,000	19,981,729
うち一般財源		12,056,333	12,453,363	11,405,248	11,882,317

(単位：千円)

歳 出		R 6 決算	R 7 決算	R 8 予算	
				当初	9 月現計
義務的経費	人件費	3,438,935	3,617,049	3,950,177	3,953,527
	扶助費	3,383,024	3,206,605	2,939,455	2,958,434
	公債費	1,690,072	1,737,911	1,701,457	1,701,457
	小 計	8,512,031	8,561,565	8,591,089	8,613,418
消費的経費	物件費	3,809,866	4,269,011	3,406,748	3,505,007
	維持補修費	40,287	39,782	11,021	14,982
	補助費等	3,873,151	3,527,645	3,508,263	3,628,025
	繰出金	1,766,769	1,769,971	1,703,868	1,703,868
	投資、出資、貸付金、積立金等	2,071,839	2,206,014	1,153,000	1,288,731
	小 計	11,561,912	11,812,423	9,782,900	10,140,613
投資的経費	普通建設（補助）	553,262	248,608	335,037	355,737
	普通建設（単独）	2,088,679	3,406,063	408,964	841,451
	災害復旧費	39,285	9,559	10	30,510
	小 計	2,681,226	3,664,230	744,011	1,227,698
合 計		22,755,169	24,038,218	19,118,000	19,981,729

いすみ市の令和7年度決算ですが、歳入は、市税収入で、定額減税の終了や賃上げの影響により市民税が増え、前年度比4.9%、1.9億円の増、地方交付税は、新規費目の創設により、前年度比3.8%、2.5億円の増、寄附金は、ふるさと応援寄附金が好調だったため、前年度比7.7%、1.5億円の増、市債は大原公民館棟改修・図書館整備事業などの財源として合併特例債を活用したため、前年度比75.9%、13.6億円の増となり、全体で5.9%、14億円の増で、250.5億円となった。

歳出は、人件費をはじめとする義務的経費は、前年比0.6%、0.5億円の増、需用費などの物件費は、物価高騰や賃上げの影響により前年度比12.1%、4.6億円の増、これらを合わせた、経常的経費は前年度比1.0%、1.6億円の増、投資的経費のうち、市単独の普通建設事業が大幅に増え、前年度比38.3%、10.1億円の増となった。全体で5.6%、12.8億円の増で、240.4億円となった。

各予算編成において財源調整をおこなう、市の貯金である財政調整基金は、国の補正予算で措置された、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し事業を実施したことで、前年度比△37.7%、2.9億円の減で、4.7億円の繰入、令和7年度末残高は、40.2億円となった。

令和8年度決算見込みは、歳入では、市税収入が賃金上昇や農業所得が増えた影響による市民税や、新增築家屋が増えたことによる固定資産税の増により令和7年度を超える税収が見込まれるが、普通交付税は国調人口の変更によりやや減、好調であったふるさと応援寄附金も鈍化傾向にある。歳出では、生活保護、高齢者、障害関係の扶助費などの社会保障経費が増え、さらに、物価高騰や賃上げの影響による委託料などの物件費、建設事業費の増加が見込まれる。各種事業の国・県の補助金を活用したとしても、財源確保が非常に厳しく、一般財源の不足額を財政調整基金の繰り入れで解消しなければならず、財政調整基金の残高は減少する見込である。

5. 予算編成の基本方針

令和9年度の予算編成は、「第3期いすみ市地域創生総合戦略」の最終年度になることから、これまで実施してきた様々な事業について効果・検証を行い、さらに、持続可能なまちづくりの実現のために新たに掲げた「いすみビジョン」の3つの政策、フェーズフリー政策（防災・安心先進都市構想）、ウェルビーイング政策（環境・感動先進都市構想）、デスティネーション政策（観光・活力先進都市構想）を推進しながら、令和10年度から始まる第3次総合計画に繋げていく。

また、「いすみビジョン」を展開するにあたり、いすみ市の財政状況を一度見直し、本当に必要な事業はどれなのかを考え、事業の取捨選択を行い身の丈にあった財政構造に切り替え、10年後、20年後も発展し続け、市民が安心、幸せに暮らせる生活基盤の充実などの施策を確実に進めていくものとし、次の考え方に基づいて予算編成に取り組んでいく。

令和9年度の予算編成の基本的な考え方

(1) 第3期いすみ市地域創生総合戦略・いすみビジョン等の主要施策の推進

「第3期いすみ市地域創生総合戦略」及び「いすみビジョン」に掲げた目標実現のため、主要施策を推進し、今必要な事業について計上することを基本とする。

(2) 効率的・効果的な事務事業の推進

事務事業の執行に当たっては、常に費用対効果等について検討を行うこと。

すべての事務事業について、抜本的な見直しを行い、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう、効果や期間、行政の責任範囲などについて厳しく洗い直し、スクラップ・アンド・ビルドを前提に経常化する経費の抑制を行い、整理合理化を積極的に進めること。

また、国の施策の動向に注視し、DXの推進などにより住民サービスの向上に資する事業や効率的・効果的な施策や事業について検討すること。

(3) ランニングコストへの意識

新規事業を検討するにあたり、導入時の経費のほか、後年度に負担するランニングコストについても、そのコストと事業効果について、十分検証・検討し計上すること。導入経費及びランニングコストについても、国・県の交付金・補助金等がないか十分に検討すること。

(4) 財源確保の徹底

国や県の予算編成や地方財政対策、税制改正などの動向を把握し、交付金、補助金等を最大限活用すること。また、受益者負担の適正化についても十分検討し、歳入予算の確保を図り一般財源の増額とならぬよう財政の健全化に努めること。

(5) 財政秩序の明確化

国・県・市・各種団体・市民との役割分担について、相互の財政秩序の明確化を図りつつ、市として財政関与する必要性、優先順位等を再度、精査すること。

特に広域行政については、将来負担を考えつつ、事業のあり方など十分に検討すること。

(6) 物価高騰・賃金上昇等への対応

予算要求においては、最低賃金、消費者物価指数などの客観的な指標に基づき積算し、確実に価格転嫁すること。複数年契約の業務に関しても受注者側からの協議に応じ柔軟に対応すること。

(7) その他

議会や監査から指摘された事項や行政区からの要望等に対し、可能な限り対処すること。

また、通年型予算として編成することとし、年間を通して予測される全ての収入・支出を見込み計上すること。

6. 個別的事項

(1) 歳入

(ア) 市税

市税は歳入の大宗をなすものであることから、税制改正、物価高騰、賃金上昇等の経済情勢の影響を見極め、確実な見込額を計上すること。また、引き続き自主財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納処分等を進めるとともに、課税客体の的確な捕捉及び徴収率の向上に努めること。市税の徴収率については千葉県下で 54 市町村中 24 位であり、徴収努力の成果が出てきているが、更なる徴収率向上に努めること。

(イ) 分担金及び負担金

条例・規則等に基づき、確実な見込額を計上すること。受益者負担の適正化に努め、的確に積算すること。

(ウ) 使用料及び手数料

条例・規則等に基づき、確実な見込額を計上すること。近隣自治体等との比較を行い単価の見直しを検討し、利用者負担の適正化を図ること。

(エ) 国・県支出金

国や県の予算編成の動向や制度の改廃情報などを的確に把握するとともに、事業内容や効果等を精査し、事業の選択に努め、真に必要な事務事業について確実な見込額を計上すること。

(オ) 市債

後年の財政負担を考慮しつつ、交付税措置のある有利な起債のみを活用すること。事業採択にあたり事前に財政課と必ず協議すること。

(カ) その他の収入

積極的な歳入確保を図ることとし、過去の実績や現状を的確に把握し、適正な見込額を計上すること。新たな財源確保策を模索し、できる限り歳入確保に努めるとともに、施設利用率の向上、収納率改善など積極的かつ具体的な増収策を検討すること。

(2) 歳出

(ア) 人件費

職員給与等については、総務課において算定を行うこと。時間外勤務手当については、事務改善や人事配置の適正化に努め要求すること。また、時差出勤等の制度を有効に活用すること。

なお、非常勤特別職、会計年度任用職員に対する報酬等については、総務課と協議のうえ計上すること。また、会計年度任用職員は、必要最小限の雇用とすること。

(イ) 扶助費

受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的実情に合わないもの、効果の乏しいもの等については整理・縮減を図り、適切な年間所要額を見積り、補正ありきの要求としないこと。

(ウ) 物件費

経常経費削減のため、引き続き徹底した効率化をすすめること。

旅費及び有料道路通行料について、必要性を再度検討したうえで前年度同額を要求するのではなく必要最小限の計上とすること。

委託料については、事業効果・経済効果等を十分検討し、安易に業者委託することがないようにするとともに、既存の契約内容を再度検証し精査すること。

保守契約については、経常的な固定経費となってしまうので、再度、必要なかどうかを含め契約内容を点検、精査すること。

消耗品費については、物価高騰の影響を踏まえ、前年度と同額の要求を認めるが、予算額を確保するための要求は慎み、真に必要なもののみを要求すること。昨年度と同様の要求である場合には、説明欄に理由を記載すること。

光熱水費、燃料費等については、引き続き節約に努め、年間所要額を算定すること。

(エ) 補助費等

補助金については、行政評価の結果や監査委員からの指摘等を真摯に受け止め、「**補助金に関する基本指針**」【電子書庫⇒企画政策課⇒行政改革の中にあり】に則り、既得権益化することのないようすべての補助金について、必要性や効果を再検証したうえで要求を行うこと。また積極的に補助金の削減、廃止を行うこと。

特に、補助率については、指針において、原則2分の1以下と定められていることから、適正な補助率の設定に努め、補助上限額についても適切な額をもって定めること。

また、令和8年度への繰越額が令和8年度補助金申請額を上回っていた団体等においては、団

体へのヒアリングを必ず実施し、事業費の不足する最小限の補助額となるよう努めるとともに、毎年度、補助金等を交付している場合は、いすみ市補助金等交付規則に照らし合わせ、実績報告書等により事業内容を精査し、必要な場合は返還請求事務を行うこと。

負担金及び交付金は、運営補助、協議会負担金等についても必要性や負担額の見直しを行うこと。脱退しても差し支えない協議会等からは脱退し、負担金等の縮減に努めること。

法令に基づくもの以外は、県・夷隅郡市の負担金審議会により決定した額を計上すること。

(オ) 投資的経費

予算編成の基本方針に基づいた事業を優先とし、後年度の管理体制や財政負担についても慎重に検討を行うこと。市の基本計画との整合性に留意し、事業費の積算に当たっては、過不足を生じないよう適正に要求するとともに、国・県補助金の採択についても十分調査、検討を行うこと。特に用地等が伴う事業においては確実な見通しを得たうえで計上すること。

また、安易に単独事業として事業化することなく、国・県補助金のスケジュールや補助内容を的確に把握し、補助金等を受けながら事業ができるよう計画的な事業化を検討すること。

事業実施するにあたり、国・県補助金を活用し、一般財源の抑制に努めること。

(カ) 維持補修費

施設や公園等における遊具等については、点検状況を確認し必ず修繕計画を作成した上で、優先順位をつけて予算計上を行うこと。施設の修繕や施設内の備品等においても同様とする。

(キ) その他の経費

イベントや行事については、整理統合や隔年実施の再検討のほか、市職員が事務局事務やイベント準備等を行わないよう、構成団体の負担区分についても検討すること。

(3) 特別会計

一般会計に準じて予算編成するものであるが、独立採算を原則とし市民負担の適正化を念頭におきながら、一般会計から安易に基準外の繰入をすることのないよう、事業運営方法などを抜本的に見直し、収入の積極的な確保と徹底した経費の効率化により収支の改善を図ること。

また、基金の内容や趣旨に応じ、適切な残高となるよう努めること。